

第2節 地域の循環資源を活かすリサイクルの推進

〈主な指標と最新実績〉

バイオマス利用率 78% (2018 [平成30] 年度)

第1項 質の高い資源の循環的な利用に向けた普及・啓発

1 ごみの分別区分等、ルールの特標準化に向けた取組の支援 【廃棄物・リサイクル課】

ごみの分別区分の現状や分別品目の拡大に当たっての課題などについて、県内全市町村を対象にアンケートを実施しています。

回答のあった効果的な取組・内容については、ごみ分別区分やルールの標準化の契機となるよう、市町村と情報共有しています。

2 分別ルールの徹底を図るための普及・啓発 【廃棄物・リサイクル課】

一般廃棄物の処理実態等について県民に正しく認識してもらうとともに、ごみの分別排出等を適切に進めるため、「ぐんま3R宣言」や「みんなのごみ減量フォーラム」を活用した普及・啓発等を行っています。

2019（令和元）年度は、「みんなのごみ減量フォーラム」の展示コーナーにおいて、雑紙を分別する際の混入の禁忌品についての実例を紹介しています。

第2項 民間の回収・処理ルートの整備

1 県民が利用しやすい資源ごみの回収方法、回収ルートの開拓 【廃棄物・リサイクル課】

(1) 容器包装リサイクル

容器包装廃棄物は家庭から排出されるごみのうち容積比で約60%を占めると推定され、その中にはリサイクル可能な資源が多く含まれています。

これら廃棄物を適正処理し、資源の有効利用を図るため、1997（平成9）年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が完全施行されました。

当初、分別・収集等の対象は7品目でしたが、2000（平成12）年4月に「段ボール」「その他プラスチック製容器包装」（その他プラスチック）「その他紙製容器包装」（その他紙）が加わり、現在は10品目が対象となっています。

この法律では、消費者、市町村、事業者に次のような役割を定めています。

- 消費者…分別して排出する
- 市町村…分別して収集する
- 事業者…容器包装廃棄物の再商品化を行う

県内市町村における分別収集の状況については、図2-5-2-1のとおりで、「その他紙」や「白色トレイ」などの収集は一部の市町村のみですが、「缶類」「ペットボトル」や「茶色ガラス」などは全市町村で収集されるなど、多くの品目で分別収集が行われています。

2019（令和元）年度の対象品目毎の分別収集量（図2-5-2-2）は、「その他紙」は増加しましたが、他の品目では横ばい又は減少傾向でした。

また県では、2019（令和元）年10月に、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とする「第9期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」を策定し、市町村と協力して容器包装廃棄物の分別収集の一層の促進を図っています。

図2-5-2-1 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村の状況（品目別）

（単位：％）

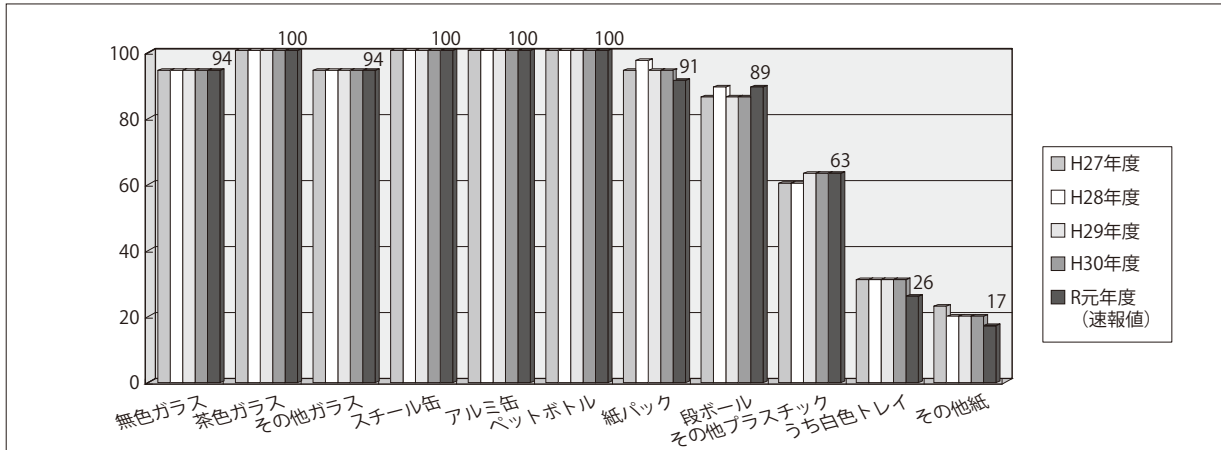
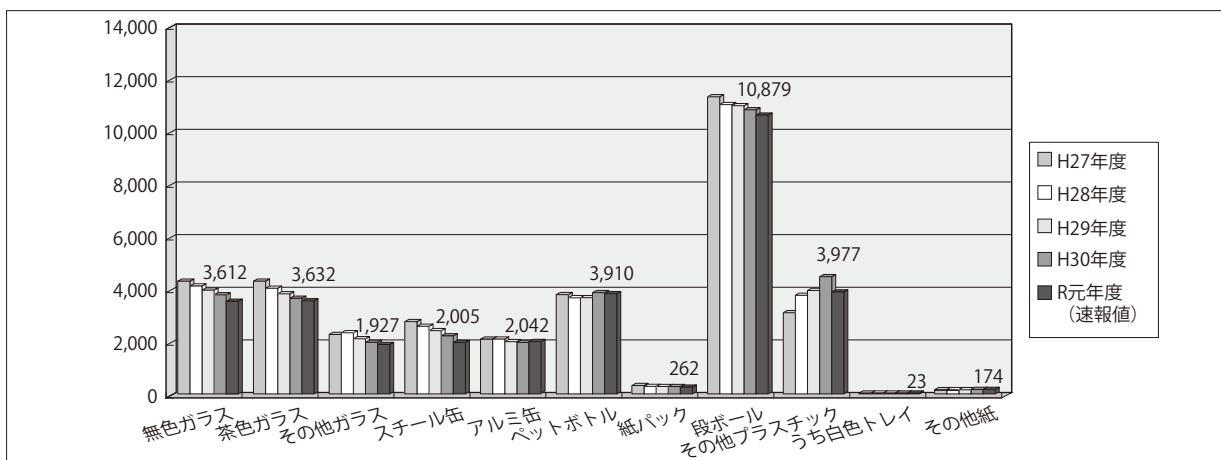


図2-5-2-2 市町村の容器包装廃棄物分別収集量（品目別）

（単位：t）



(2) 家電リサイクル

家庭用として製造・販売されたテレビやエアコン等の適正処理及び資源の有効利用を目的に、2001（平成13）年4月に「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が施行されました。

この法律では、消費者、小売業者、製造業者等に次のような役割を定めています。

- 消費者……小売業者等への引渡し
リサイクル料金の負担
- 小売業者……消費者からの引取り
製造業者等への引渡し
- 製造業者等……廃家電の引取り
リサイクルの実施

当初、リサイクルの対象品目は、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目でしたが、2009（平成21）年4月から液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加されました。

また、2015（平成27）年4月には、ブラウン管式テレビ以外の再商品化率が引き上げられ、更

なるリサイクルの推進、廃棄物の減量と資源の有効利用が図られることになりました。

県内の廃家電の指定引取場所5か所における引取台数は、表2-5-2-1のとおりで、法施行後、廃家電の収集やリサイクルは概ね順調に行われています。

廃家電を処分する場合は、購入した小売店に持ち込むなど適正に処理する必要があります。一方で、不法投棄される廃家電もあります。

そのため、県や市町村では未然防止対策として、パトロールの実施や日本郵便株式会社等との不法投棄の情報提供に関する協定の締結、広報媒体を通じた適正処理の周知等の取組を行っており、不法投棄台数は減少傾向にあります。

(3) 小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等に含まれている、有用資源のリサイクル等を目的に、2013（平成25）年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行さ

れました。

この法律では、消費者、小売業者、自治体等に次のような役割を定めています。

- 消費者……自治体のルールに従って排出
- 小売業者……補完的に自治体の回収に協力
- 自治体……回収方法、対象品目を選定して収集、認定事業者への引渡し
- 認定事業者…業務区域内で引取り、適正処理

リサイクルの対象品目は、携帯電話、デジタルカメラ、ヘアードライヤーやゲーム機など身近な小型電子機器の28品目です。

具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なりますが、県内の市町村における回収実施状況は表2-5-2-2のとおりで、回収を実施している市町村、人口割合とも年々増加しています。

表2-5-2-1 県内の指定引取場所における廃家電の品目別引取台数 (単位：千台)

| 年度 | エアコン | テレビ (ブラウン管式) | テレビ (液晶・プラズマ式) | 冷蔵庫 冷凍庫 | 洗濯機 衣類乾燥機 | 合計 |
|-----|------|-----------------|-------------------|------------|--------------|-------|
| H26 | 42 | 30 | 14 | 50 | 62 | 197 |
| H27 | 44 | 27 | 19 | 50 | 60 | 200 |
| H28 | 45 | 22 | 23 | 49 | 64 | 203 |
| H29 | 50 | 20 | 29 | 52 | 68 | 219 |
| H30 | 90 | 22 | 47 | 81 | 101 | 341 |
| 合計 | 271 | 120 | 132 | 282 | 355 | 1,160 |

(注)各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表2-5-2-2 県内市町村における小型家電回収実施状況

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町村数 | 30 | 30 | 30 | 34 | 34 |
| 実施市町村割合 | 85.7% | 85.7% | 85.7% | 97.1% | 97.1% |
| 実施人口割合 | 96.1% | 98.5% | 98.5% | 99.8% | 99.8% |

2 新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大 【廃棄物・リサイクル課】

(1) 家電リサイクル

「家電リサイクル法」の対象となる廃家電のうち小売業者が引取義務を負わないもの（義務外品）については、消費者の排出利便性を確保し、不法投棄や不適正処理を防ぐ観点から、市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬業者と連携した回収体制を構築する必要があります。

回収体制は、①市町村が回収する②協定等により小売業者が回収する③協定等により一般廃棄物収集運搬業者等が回収する、に大別されます。

県では、関係団体への協力を求めるなど、県内全ての市町村で回収体制を構築できるよう助言等を行っています。

(2) 小型家電リサイクル

市町村が小型家電を効果的に収集する方法には、ボックス回収、ステーション回収、ピックアップ回収、イベント回収等があり、市町村は地域に適した回収方法を検討する必要があります。

県では、小型家電の回収未実施の市町村に対し比較的取り組みやすい回収方法からの開始を、既に回収に取り組んでいる市町村には回収品目の拡大・回収量の増加が図れるよう、助言等しています。

紙類リサイクル社会実験について

2018（平成30）年度の本県の一人一日当たりのごみの排出量は、986gで、全国37位です。本県の当該排出量は減少傾向にありますが、全国的には、本県は排出量の多い県と言えます。

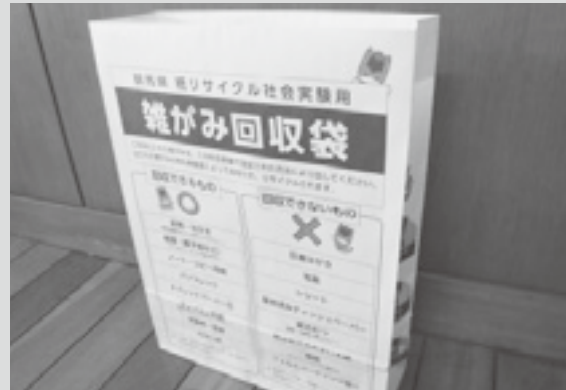
また、紙類は可燃ごみの3分の1を占め、その中にはリサイクルできるものも含まれています。紙類のリサイクルを促進することは、ごみの減量を考える上で重要です。

そこで、本県では、これまでの市町村による資源回収や自治会等による集団回収に加えて、新たに回収・再生事業者が直接住民から紙類を回収する体制を構築する社会実験を、2019（令和元）年度から、神流町において実施しています。

社会実験のモデル地区では、住民が、配布された「雑がみ回収袋」に、リサイクル可能な紙類（封筒、はがき、紙箱、包装紙、パンフレット等）を分別・保管し、決められた日（月に2回程度）に雑がみ集積場所に出します。

回収事業者は雑がみ集積場所を回り、出された雑がみを回収し、古紙再生事業者に引き渡します。

県では、この社会実験の結果等を分析することで、更なるごみ減量の可能性を検証していきます。



雑がみ回収袋



回収の様子

第3項 リサイクル関連産業の振興

1 循環資源の積極的な利用促進 【廃棄物・リサイクル課】

県では、産業廃棄物の再生利用を行う施設を整備しようとする事業者を対象とした融資制度（産業廃棄物処理施設整備資金）を設け、支援等を行っています。

2019（令和元）年度実績は0件でした。

ラジオや新聞等の広報により制度の活用を呼びかけたほか、2017（平成29）年度に作成した「ぐんまちゃんのごみBOOK」において、事業所（工場・製造業など）における3Rの取組例を紹介しています。

2 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成 【廃棄物・リサイクル課】

廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の取組事例を、群馬県環境情報ホームページ「ECOぐんま」や、「ぐんまちゃんのごみBOOK」に掲載し、幅広く情報提供しています。

- 1 高崎北部飲食店組合
飲食店から出される生ごみを飼料・肥料として資源化する取組
- 2 三洋電機株式会社東京製作所

ストレッチフィルム（梱包ラップ）や、PPバンド（梱包バンド）を分別回収し、ごみ袋へリサイクルする取組

3 株式会社とりせん

店舗から排出された食品廃棄物を堆肥にし、指定農場で利用し、できた農作物を店舗で販売する取組

3 処理施設の確保に向けた支援 【廃棄物・リサイクル課】

産業廃棄物処理施設の設置許可申請の事前手続として、適正処理の推進、周辺地域の生活環境の保全等を図るため、「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」を定めています。

この規程では、資源化に寄与するとともに、周

辺の生活環境への配慮がなされている再生利用施設で、工業地域等周辺地域の生活環境への影響の程度が低い場所に施設が計画される場合には、手続を簡素化することで、処理施設の確保に向けた支援を行っています。

4 グリーン購入の推進 【気候変動対策課】

資源を有効に活用し循環を基調とした社会を構築するためには、環境への負荷が少ないものを意識して購入する、いわゆる「グリーン購入」を推進し、需要面から環境物品等の市場拡大を促進することが必要です。

そのため、2000（平成12）年度に「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）が制定され、国や地方公共団体は、率先して環境物品等の調達に努める旨が規定されました。

県では、2001（平成13）年6月に策定した「循環型社会県庁行動プランーエコDo！ー」、2011（平成23）年度に策定した「地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」等を通じて、県庁の行政事

務に必要な物品等の購入におけるグリーン購入達成率100%を目標に取り組んでいます。

2019（令和元）年度のグリーン購入実績については、表2-5-2-3のとおりです。

外注印刷物については、印刷用紙（再生上質紙・再生コート紙等）の原料となる良質の古紙の国内流通量が減少し、条件を満たす印刷用紙の入手が困難な状況にあったため、購入実績が低くなっています。

グリーン購入は、2019（令和元）年12月に発表した「ぐんま5つのゼロ宣言（「プラスチックごみ「ゼロ」など）」を実現するための取組の一つにも位置付けており、引き続き、取組の徹底を図ります。

表2-5-2-3 特定品目におけるグリーン購入実績

| 品 目 | 単位 | R元年度購入 | | R元年度 実績(B/A) | H30年度 実績 |
|-------------|-----|------------|--------------|-----------------|-------------|
| | | 総購入量(A) | 基準を満たす購入量(B) | | |
| 紙 類 (コピー用紙) | (枚) | 68,952,298 | 68,637,431 | 99.5% | 99.6% |
| 事務用品類 | (円) | 29,833,709 | 26,332,204 | 88.3% | 94.1% |
| 外注印刷物 | (円) | 44,482,834 | 8,547,035 | 19.2% | 85.4% |
| オフィス家具等 | (台) | 1,105 | 998 | 90.3% | 96.4% |
| OA機器 | (台) | 22,666 | 21,814 | 96.2% | 96.0% |
| 家電製品等 | (台) | 38 | 30 | 78.9% | 74.5% |
| 照 明 | (台) | 3,172 | 2,812 | 88.7% | 90.9% |
| 自動車 (関連機器含) | (台) | 184 | 146 | 79.3% | 76.5% |
| 消火器 | (本) | 114 | 114 | 100.0% | 89.1% |
| 制服・作業服 | (着) | 1,460 | 1,261 | 86.4% | 84.1% |
| インテリア・寝装寝具 | (枚) | 611 | 548 | 89.7% | 98.8% |
| 作業用手袋 | (組) | 5,046 | 4,363 | 86.5% | 84.6% |
| 役務 | (件) | 1,894 | 1,890 | 99.8% | 97.5% |
| その他繊維製品 | (個) | 385 | 323 | 83.9% | 47.6% |
| 災害備蓄用品 | (個) | 370 | 370 | 100.0% | 97.5% |
| 携帯電話等 | (台) | 5 | 5 | 100.0% | 100.0% |

表2-5-2-4 主要特定品目のグリーン購入実績推移

(単位：%)

| 品 目 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 紙 類 (コピー用紙) | 99.9 | 99.8 | 99.9 | 99.6 | 99.5 |
| 事務用品類 | 95.3 | 89.3 | 94.9 | 94.1 | 88.3 |
| 外注印刷物 | 92.5 | 94.2 | 97.2 | 85.4 | 19.2 |

※数値は、グリーン購入基準を満たす購入量を総購入量で除し、%で表示したもの

5 廃プラスチックをはじめとする農業用廃資材の適正処理と有効利用の促進 【技術支援課】

(1) 農業用廃資材の適正処理と有効利用の推進

農業の生産現場から排出されるプラスチック等の廃資材は、排出者である農業者の責任で適正に処理する必要があります。

廃資材は、可能な限り再資源化を図ることにより、循環型社会の構築に寄与するとともに、農村環境の保全を図ることとしており、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルによる処理を推進しています。

なお、それぞれの農業者から排出される廃資材は少量であるため、適正かつ効率的な処理するための体制を整える必要があります。

(2) 地域協議会

県内各地に農業用廃資材の集団回収やリサイクルの普及啓発を行う地域協議会が設立され、活動しています。

6 廃石膏ボードの再生利用の促進 (半水石膏路床改良工) 【建設企画課】

廃石膏ボードは産業廃棄物として、管理型の最終処分場で処分されています。しかし、処分場の数は少なく、その処分には多額の費用がかかっています。

この廃石膏ボードを再資源化し、循環型社会の構築を図るため、2010 (平成22) 年度から群馬大学との共同研究により、廃石膏ボードを焼成乾燥させることによって生成される「半水石膏」の公共工事への利用を進める取組を行っています。

半水石膏の使用状況は、表2-5-2-5のとおりです。

表2-5-2-5 半水石膏の使用状況 (単位：t)

| 年度 | H29 | H30 | R元 |
|---------|------|------|-------|
| 半水石膏使用量 | 7.0t | 0.0t | 41.0t |

第4項 バイオマス活用システムの構築

1 バイオマス活用推進計画の推進 【気候変動対策課】

(1) バイオマスについて

バイオマスとは生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、動植物に由来する有機性資源 (石油などの化石資源を除く) のことです。

バイオマスは、植物が成長過程で光合成により大気中の二酸化炭素を固定して作り出した有機物に由来するため、燃焼しても実質的には大気中の二酸化炭素を増加させることにはなりません。このように二酸化炭素の増減に影響を与えない性質のことを「カーボンニュートラル」といいます。そのため、バイオマスは、化石燃料に代替する再生可能エネルギーとして注目されています。

(2) 群馬県バイオマス活用推進計画

ア 策定の趣旨

2009 (平成21) 年9月に「バイオマス活用推進基本法」が施行され、2010 (平成22) 年12月には、国の「バイオマス活用推進基本計画」が策定されました。

これを受け、県ではバイオマス活用施策を効果的に推進するため、2012 (平成24) 年3月に「群馬県バイオマス活用推進計画」を策定しました。

これまで計画の進捗状況について点検・評価を行ってきましたが、計画の策定から5年が経過したことから、バイオマスを取り巻く状況の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、2017 (平成29) 年3月に計画を改定しました。

イ 基本理念

豊富に存在するバイオマスを有効活用した地域循環型システムを構築し、新たな技術の開発と産業の育成により、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会を実現する『バイオマス先進県ぐんま』を目指すことを基本理念としています。

ウ バイオマス利用の現状と目標

バイオマスの種類ごとに2021 (令和3) 年度の利用率の目標値を定めています。

計画策定時 (2010 [平成22] 年度) と比べ、バイオマスの利用率が7ポイント上昇しています。(表2-5-2-6)

(3) バイオマス活用の推進

本県では、バイオマス活用推進計画の基本理念・基本目標の達成を目指して、学識経験者・市民活動団体・NPO・事業者・行政から構成される「群馬県バイオマス活用推進委員会」を中心に、県庁各部署で構成される「群馬県バイオマス活用推進連絡会議」と協力・連携し、持続可能な低炭素・循環型社会の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進します。

表2-5-2-6 バイオマス賦存量及び利用量（炭素換算）（2018〔平成30〕年度）

| 種 別 | | 計画策定時(H22年度) | | | 現状(H30年度) | | | 目標(R3年度) | | |
|-----------|-----------|--------------|---------|--------|-----------|---------|--------|----------|---------|--------|
| | | 賦存量(t) | 利用量(t) | 利用率(%) | 賦存量(t) | 利用量(t) | 利用率(%) | 賦存量(t) | 利用量(t) | 利用率(%) |
| 1. 農業資源 | ①わら類 | 41,303 | 40,215 | 97 | 40,024 | 38,128 | 95 | 43,489 | 43,489 | 100 |
| | ②もみ殻 | 4,197 | 3,777 | 90 | 4,518 | 3,953 | 87 | 4,893 | 4,893 | 100 |
| | ③条桑育残さ | 1,965 | 1,965 | 100 | 707 | 707 | 100 | 613 | 613 | 100 |
| | ④収穫残さ | 18,945 | 18,311 | 97 | 15,854 | 15,402 | 97 | 16,762 | 16,762 | 100 |
| | ⑤剪定枝 | 8,615 | 3,246 | 38 | 5,497 | 2,847 | 52 | 5,326 | 3,995 | 75 |
| 2. 畜産資源 | ⑥家畜排せつ物 | 185,524 | 145,256 | 78 | 176,341 | 138,066 | 78 | 179,162 | 140,350 | 78 |
| 3. 木質資源Ⅰ | ⑦林地残材 | 48,874 | ほとんど未利用 | - | 31,215 | 9,595 | 31 | 48,808 | 17,260 | 35 |
| | ⑧製材残材 | 10,692 | 10,324 | 97 | 10,918 | 10,598 | 97 | 13,386 | 13,386 | 100 |
| 4. 木質系資源Ⅱ | ⑨建設発生木材 | 39,187 | 31,834 | 81 | 34,431 | 30,997 | 90 | 34,035 | 30,645 | 90 |
| 5. 食品資源 | ⑩動植物性残さ | 7,975 | 6,145 | 77 | 8,618 | 5,917 | 69 | 4,136 | 3,516 | 85 |
| | ⑪事業系生ごみ | 2,546 | 1,963 | 77 | 2,190 | 1,705 | 78 | 2,179 | 1,743 | 80 |
| | ⑫家庭系生ごみ | 6,898 | 5,286 | 77 | 6,406 | 4,984 | 78 | 6,480 | 5,184 | 80 |
| 6. 排水資源Ⅰ | ⑬下水汚泥 | 9,123 | 8,338 | 91 | 9,090 | 9,031 | 99 | 9,037 | 8,966 | 99 |
| | ⑭し尿・浄化槽汚泥 | 3,949 | 115 | 3 | 3,652 | 37 | 1 | 3,576 | 96 | 3 |
| 7. 排水資源Ⅱ | ⑮農業集落排水汚泥 | 325 | 273 | 84 | 407 | 326 | 80 | 378 | 337 | 89 |
| 合 計 | | 390,118 | 277,048 | 71 | 349,868 | 272,293 | 78 | 372,260 | 291,235 | 78 |

2 生ごみのバイオマス活用率の向上 【廃棄物・リサイクル課】

生ごみは、家庭から排出される可燃ごみの3割以上を占めています。生ごみの主なバイオマス利用の現状は、焼却施設での熱回収です。

現在、家庭から排出される生ごみを活用して堆肥等にリサイクルしている自治体もあります。

今後は、堆肥化に加え飼料化やバイオマスエネルギー利用など、多様で質の高いバイオマス利活用が期待されます。

2018（平成30）年度の家庭から排出される生ごみのバイオマス利用率（炭素換算）は78%でした。

3 木質バイオマスの利用促進 【林業振興課】

木質バイオマスの利用は、森林資源の有効活用や木材需要の拡大だけでなく、高齢化や労働人口流出等の課題を抱える山村地域にとって、新たな雇用創出や産業振興にもつながることが期待されています。

特に、地域資源である地元の森林から産出され

る未利用な低質材を、木質バイオマスエネルギーとして地元で発電や熱に利活用する「地産地消」の取組は、持続可能な森林資源を活用した循環型社会づくりにつながることから、それらの取組を支援します。

4 食品リサイクルの推進 【ぐんまブランド推進課】

(1) 食品リサイクル法

2001（平成13）年5月に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」では、食品製造等で生じる加工残さ、売れ残りや食べ残し等の「発生抑制」を行い、発生した食品廃棄物等については、飼料や肥料として「再生利用」に取り組む事で、廃棄処分を減らすとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指しています。

2012（平成24）年4月からは食品関連事業者を16の業種に設定し、各業種ごとに食品廃棄物等の発生量の目標値が設定されました。

これを契機にフードチェーン全体における「発

生抑制」の取組の更なる推進が期待されています。

(2) 食品リサイクルの推進

食品廃棄物の再生利用を促進していくために、国は地域における食品廃棄物等のリサイクルの実践、リサイクル技術の普及等の取組に対しての支援を行うほか、年間100トン以上の食品廃棄物を発生させている食品関連事業者に対しては定期報告義務を設け、再生利用等の取組を確保するためその把握に努めています。

また県では、企業に対して認定制度や補助制度の紹介を行うなど、国と連携して食品リサイクルの普及促進を図っています。

5 建設発生木材の再資源化 【建設企画課】

公共事業で発生する木くず（建設発生木材）について、再資源化を図り、有効利用を促進しています。

「建設発生木材」のチップ化による、木質ボード、堆肥等の原材料としての利用とともに、チップ化

による利用が技術的に困難な場合や環境への負荷が大きい場合には、燃料として利用を促進しています。

近年の建設発生木材の再資源化状況は、表2-5-2-7のとおりです。

表2-5-2-7 建設発生木材の再資源化状況

| | H12年度実績 (2000年) | H17年度実績 (2005年) | H20年度実績 (2008年) | H24年度実績 (2012年) | H30年度実績 (2018年) |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 再資源化率 | 19.8% | 66.2% | 81.2% | 90.1% | 98.3% |
| 再資源化・縮減率 | 82.3% | 92.8% | 91.9% | 93.8% | 99.4% |

※建設副産物実態調査結果より